

境省が平成7年度から「こどもエコクラブ事業」として支援している。2人以上の仲間（幼児から高校生）と活動を支える1人以上の大人（サポーター）から構成される。クラブでは、「エコロジカルあくしょん」及び「エコロジカルとれーにんぐ」とよばれる環境に関する活動を行う。

## [さ行]

### 最終処分場 P67

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型がある。

### サステナブルツーリズム P39

「持続可能な観光」という意味で、地域にある自然・文化・歴史遺産などを活用し、環境の保全、地域コミュニティの維持、長期的な経済的利益を達成することを目指すもの。その形態により、グリーン・ブルーツーリズム（農山漁村での滞在型余暇活動）、エコツーリズム（地域の自然環境や文化・歴史を学ぶとともに、その保全に責任を持つ観光）、ヘルスツーリズム（治療・療養のほか、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行）などがある。

### 里 海 P37,47

昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている、里山と同様に人のくらしと強いつながりのある地域。

### 里 沼 P47

里山と同様に、人のくらしと強いつながりのある湖沼、池沼を「里沼」と呼ぶ。池沼、ため池は、里山の要素であるが、印旛沼と手賀沼は生物多様性からも、人の生活からも特筆すべき存在であることから、特に里沼として取り上げている。

### 里 山 P32,37,61

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、若しくはかつてなされて

いた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地を言う。

### 里山里海 P47

里山里海とは、「里と山」また「里と海」、さらには「里と山及び海」などの「里」すなわち人々の住まう場（集落）とその周辺の田畑や森林、草地、川沼、海岸・海域等の様々な環境モザイクが一体となった空間であり、地域に根ざした人々の生活・産業及び歴史や伝統の文化を包含する人・自然・文化が調和・共存する複合領域。

立地条件により、4タイプの里山（山間里山、台地里山、谷津里山、平野里山）、里沼、里川、さらに3タイプの里海（干潟里海、砂浜里海、磯里海）の計9タイプの里山里海が認識される。

### 三点比較式臭袋法 P138

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能法の一つで、悪臭を含む空気が入っている袋1つと、無臭の空気が入っている袋2つの計3つの袋の中から、試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらう方法である。6人以上の試験者によって行い、悪臭を次第にうすめながら、不明又は不正解になるまでこれをくり返す。その結果を統計的に処理して何倍にうすめれば区別がつかなくなるかとの値を出し、その値を臭気濃度とする。

### COD（化学的酸素要求量） P140

Chemical Oxygen Demandの略。BODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値を言う。

### 自動車リサイクル法 P34

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。

## 地盤沈下観測井 P 160

地盤沈下が地下のどの地層で生じているかを調べるための施設で、二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量と地下水位を測定する。

## 指標生物 P 155

一定の環境条件を必要とする生物で、その生物の存在・生息数を調査することにより、環境の質を推定することができるものを言う。

## 集団施設地区 P 41

自然公園において、各種の公園施設を有機的かつ総合的に一定地区に整備し、公園の適正な利用を増進するために公園計画に基づいて指定される地区。

## 重量濃度規制方式 P 112

大気は、温度や圧力で容積が変化するため温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算した乾き排ガス（水分を含まないガス）1 m<sup>3</sup>の中に含まれる重量により規制する方式。ばいじんは g/m<sup>3</sup> N、有害物質（窒素酸化物を除く）は mg/m<sup>3</sup> N で表す。

## 循環型社会 P 67

廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のこと。

## 浄化槽 P 140

し尿や生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置を言う。

し尿のみを処理する装置を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する装置を合併処理浄化槽と言う。

浄化槽法の改正により、平成13年4月以降は原則として単独処理浄化槽の設置が禁止され、単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされている。

## 振動レベル P 127

振動の加速度レベルに人体の振動感覚により

補正を加えたもので、単位としては、デシベルが用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値で、計量法の改正により「振動加速度レベル」と定義されたが、簡単に「振動レベル」と呼んでいる。

## 水準点 P 158

標高を測るための標石で地盤変動状況などを調べるための基準として用いられる。

日本では、全国の国道や主要な道路沿いに2 km おきに設置されている。

## スクリーニング P 197

環境影響評価手続において、事業の特性や事業の実施される地域の特性を踏まえ、その事業について環境影響評価を実施する必要があるか否かについて個別の事業ごとに判断する仕組み。

環境影響評価法において、事業者からの届出に対してその事業の許認可等を担当する行政機関が判定を行う手続として、この仕組みが導入されている。

## スコーピング P 197

環境影響評価手続において、事業者が、調査・予測・評価の項目や方法について地方公共団体や住民等に情報を提供し意見を聴いた上で、その設定について個別に判断する仕組み。

「環境影響評価法」及び「千葉県環境影響評価条例」において、環境影響評価方法書に係る手続として、この仕組みが導入されている。

## 3 R P 67

資源循環型社会をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったもの。

## 生態系 P 37,61

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指す。池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われる。生態系の中では生物同士、また生物と環境が互いに影響し合いつつ継続的な安定した関係を保っている。開発などによる自然の改変は、その地域の生態系のバランスを崩し、そこに

住んでいた、いくつかの生物を滅ぼしたりして、生態系の内容を変えてしまうおそれがある。

### **生物多様性 P 37,41,47,54**

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでおり、こうしたすべての生物の変異を「生物多様性」と言う。生物の変異は、遺伝子、種、生態系と言う、それぞれのレベルで捉えることができる。生物多様性は、その場所の環境や生物間につながりのもとで、生物進化の長い歴史の結果としてつくられてきたものである。

### **騒音レベル P 124**

計量法第 71 条の条件に合格した騒音計で測定して得られる騒音の大きさを表すものである。

騒音計の周波数補正回路 A 性で測定した値をデシベルで表す。なお、計量法の改正により騒音の規制基準等はすべて「音圧レベル」と定義されたが、騒音行政上従来どおり「騒音レベル（又は A 特性音圧レベル）」と呼んでいる。

### **総量規制 P 112**

濃度規制のみでは環境基準を達成できない地域において、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、「大気汚染防止法」（硫黄酸化物と窒素酸化物）と「水質汚濁防止法」（COD、窒素及びりん）に基づく総量規制がある。→「汚濁負荷量」

### **[た行]**

### **WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）P 128**

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略。航空機騒音測定、評価のために考案された指標で、「うるささ指数」とも呼ばれる。航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別も加味した騒音のうるささを表す。

24 年度まで航空機騒音に係る環境基準の指標として用いられてきた。

### **炭化水素（HC） P 102**

炭素と水素とからできているものを炭化水素と言い、メタン、エタン、プロパン、アセチレ

ン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されている。主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれている。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

### **地域森林計画 P 48**

民有林を対象に、立木竹の伐採、造林、林道開設、保安施設等について地域の実情に沿った森林資源管理目標や森林整備及び保全の目標を 5 年ごとに 10 年を 1 期として都道府県知事が作成する計画。

### **ちばエコ農産物 P 50**

指定産地などで生産され化学合成農薬や化学肥料を 2 分の 1 以下に低減し、栽培に関する履歴の記帳と情報公開などを満たす農産物

### **窒素酸化物（NO<sub>x</sub>） P 102**

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様である。燃焼の過程では一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結び付いて二酸化窒素となる。

窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つである。

### **中間処理施設 P 70**

廃棄物の無害化や減量化・再資源化あるいは安定化を図るため、焼却、脱水、破碎、熔融等を行う施設を言う。

### **沖積層 P 157**

1 万年くらい前から現在に至るまでの間に堆積してできた地層で、河川の流域や海岸沿いの低地に分布している。やわらかい粘土・シルト・砂などで構成されている。

### **低公害車 P 117**

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない自動車。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車に加えて、排出ガスと燃費性能に優れた低燃費かつ低排出ガス認定車が実用化されている。

### 低周波音 P 136

周波数が 1 Hz ~ 100Hz の音を低周波音と呼び、その中でも、人間の耳では聞こえにくい音(20 Hz 以下の音)を「超低周波音」と呼んでいる。

低周波音の影響としては、不快感や圧迫感などの心身的影響と窓や戸の揺れ・がたつきなどの物的影響がある。

### 電気自動車 P 117

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車で、自動車からの排出ガスは一切なく、走行騒音も大幅に減少する。

### 天然ガスかん水 P 157

天然ガスとヨウ素が溶存している塩分を含む地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものである。本県一帯の上総層群（300 万~40 万年くらい前に海底で堆積した地層）中に存在している。

### 天然ガス自動車 P 117

硫黄等の不純物を含まない天然ガスを燃料とする自動車で、粒子状物質を排出せず、窒素酸化物の排出量も少ない。

### 天然生林 P 32

植栽あるいは播種により成立した「人工林」に対して、天然更新（周辺の樹木から自然に落ちてきた種子が発芽し育つこと）により成立した森林を、その後の保育管理において人為が加わったかどうかを問わず「天然林」と呼ぶ。

さらに、更新に当たって補助作業（自然に落ちてきた種子が発芽しやすいようにする地掻きなどの作業）や保育作業（間伐など）が加わった森林を「天然生林」と呼ぶが、人工林と天然林を対比して言う場合は、天然生林は天然林に含まれる。

### 特定外来生物 P 14,61

「特定外来生物による生態系等に係る被害の

防止に関する法律」に基づき、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして政令で指定され、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物。

### 特定フロン P 34

フロン類である CFC(クロロフルオロカーボン)のうち、モントリオール議定書付属書Aグループ I に定める CFC-11,CFC-12,CFC-113,CFC-114, CFC-115 の 5 物質を指す。

### 特別管理産業廃棄物 P 85

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法で定めたものを言う。

なお、同様の性状を有する一般廃棄物として、特別管理一般廃棄物がある。

### 特別緑地保全地区 P 54

都市内に残された緑地を県知事又は市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区。この代償措置として損失補償、土地の買取り及び固定資産税の減免措置等がとられている。

### [な行]

### 二酸化いおう P 102

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO<sub>3</sub>）が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

### 二次汚濁 P 48,140

閉鎖性水域において、河川等の公共用水域から流入する汚濁（一次汚濁）のほか、窒素やりんなどが栄養源となり、光合成によりプランクトンが増殖し、新たに二次的な汚れを発生させる